

山梨県公報

第三百五十一号

令和五年

二月六日

月 曜 日

公 告

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 指定の年月日 令和五年一月三十日
 - 指定道路の位置 笛吹市石和町広瀬字前田六百七番九
 - 指定道路の幅員 最大六・〇五メートル 最小六・〇四メートル
 - 指定道路の延長 四十七・三二メートル

目 次

- 告示
- 建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………五三
- 公 告
- 換地処分の実施……………五三
- 開発行為に関する工事の完了について……………五三
- 選挙管理委員会
- 直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない期間……………五三

告 示

山梨県告示第三十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和五年一月三十一日
- 指定道路の位置 韮崎市藤井町駒井字砂宮神二千九百三十九番五、二千九百四十番四、二千九百四十一番三、二千九百四十二番三及び二千九百四十二番四
- 指定道路の幅員 最大六・二九メートル 最小六・一七メートル
- 指定道路の延長 七十一・七〇メートル

山梨県告示第三十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月六日

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十九号

山梨県議会議員一般選挙が行われるため、令和五年二月八日から山梨県議会議員一般選挙の期日までの間、山梨県の区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めるこ

- 換地処分の実施
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営農地環境整備事業(天王原地区天王原工区)の換地処分を令和五年一月十七日実施した。
- 令和五年二月六日
- 山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 開発行為に関する工事の完了について
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二第一項の協議に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
- 令和五年二月六日
- 山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 西八代郡市川三郷町市川大門字八乙女千六百八十九番一の一部、千六百八十九番二の一部、千六百八十九番十の一部及び千七百三十三番二の一部、字新町西千九百番一の一部、道並びに水の区域
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県知事 長崎 幸太郎

とができない。

令和五年二月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博